

第1章 計画策定の目的と位置付け

1 計画策定の背景と目的

国は、平成21年度の地域住宅交付金制度改正において、予防保全的な改善等の計画的な実施によって公営住宅等ストックの長寿命化を図ることを目的に、原則として公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業に係る地域住宅交付金の交付等にあたっては「公営住宅等長寿命化計画」に基づいて行うことを要件としました。「公営住宅等長寿命化計画」は、国が示した「公営住宅等長寿命化計画策定指針（平成28年度改定）」に基づいて策定する必要があります。

当別町では、平成9年度に「町営住宅^{※1}再生マスタープラン」、平成24年度に「当別町町営住宅長寿命化計画」（以下、「現行計画」とします。）を策定し、町営住宅の管理を行ってきました。また、近年では、町民や移住してきた子育て世帯がゆとりをもって居住できる住宅として、公共賃貸住宅^{※2}の整備を進めています。

このようななか、現行計画の策定から一定の期間が経過するとともに、人口減少、少子高齢化のさらなる進行、また、町営住宅における建物の老朽化や空家の増加などがみられており、これらを踏まえた計画の見直しが必要となっています。

こうした背景を受け、「第2期当別町町営住宅等長寿命化計画（以下、「本計画」とします。）」は、当別町で管理する町営住宅と公共賃貸住宅（以下、「町営住宅等」とします。）を対象に、現行計画を見直し、町営住宅等ストックの長寿命化を図り、老朽ストックの円滑な更新を目指すことを目的として策定します。

2 計画期間

本計画は、令和4年度から令和13年度までの10年間の計画期間とします。

なお、計画期間中においても、社会情勢の変化や、事業の進捗状況等に応じて、計画の変更を必要とする場合には、適宜、見直しを行います。

※1 町営住宅：公営住宅法に基づき、国の補助等により町が建設し、住宅に困窮する低所得者に対し、低廉な家賃で賃貸する住宅

※2 公共賃貸住宅：居住の安定を図る必要がある所得が一定の範囲の世帯に対して優良な賃貸住宅を供給するため、当別町が直接建設を行い、賃貸する住宅

3 計画の位置付け

本計画は、「当別町第6次総合計画」の住宅分野における個別計画であり、「当別町公共施設等総合管理計画」や「当別町住生活基本計画」を踏まえ、当別町における町営住宅等の整備・維持管理に関する事業を推進するための実施計画となります。

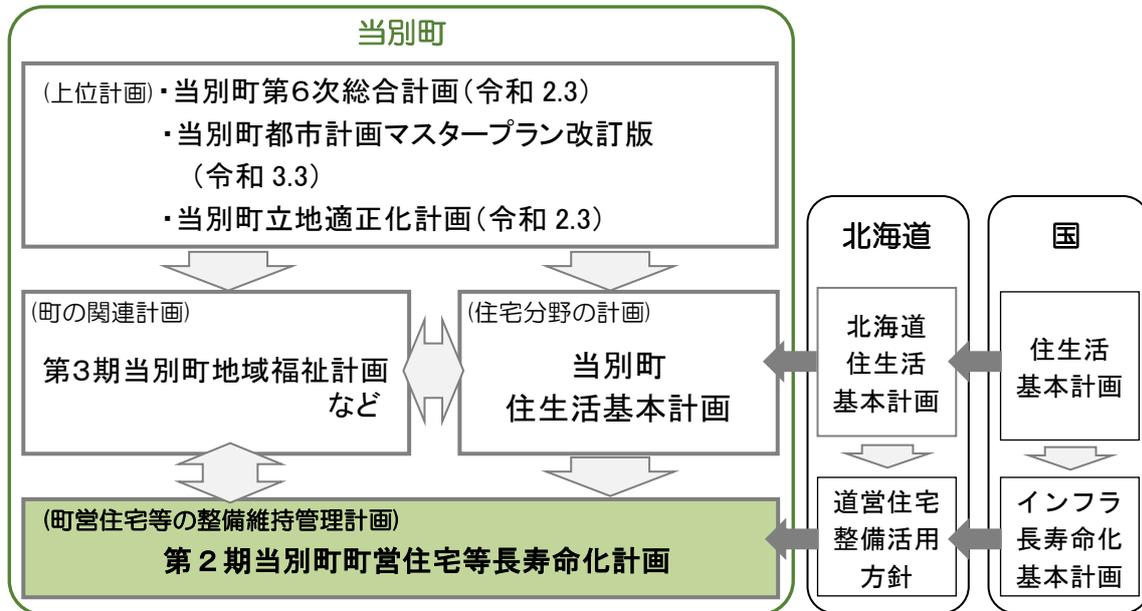


図 1 本計画の位置付け

4 計画の対象

本計画において対象とする住宅は、町営住宅等とします。

町営住宅等は今後、適切に管理していきます。

また、町営住宅については、「公営住宅等長寿命化計画策定指針（平成 28 年度改定）」に基づき、目標管理戸数の設定、整備水準の設定、事業手法の選定、年次計画の作成などを行います。